薬物治療管理プロトコール(申し合わせ事例詳細版)

(株) 日立製作所ひたちなか総合病院

下記の事項に限り、薬物治療管理プロトコールとする。保険調剤薬局から医師へ『問い合わせ不要』、もしくは『問い合わせ必要であるが、事後報告でも可』とする。

ただし、患者に対して適切な薬剤料の説明および必要な同意は保険調剤薬局の責任のもと 実施すること。

1、同一成分の商品変更

· 先発品→後発品 →不要

(例:リピトール錠 10mg→アトルバスタチン錠 10mg「***」)

· 後発品→後発品 ⇒不要

(例:オメプラゾール腸溶錠 20mg「マイラン」→オメプラゾール錠 20mg「・・・」)

・先発品→先発品 ⇒必要(事後でも可)

(例:アムロジン OD 錠 5mg \rightarrow ノルバスク OD 錠 5mg)

・後発品→先発品 ⇒必要(事後でも可)

(例:センノシド錠 12mg「トーワ」→プルゼニド錠 12mg)

2、剤形変更 錠→OD 錠、カプセル→錠 等

(安定性、体内動態に考慮し、用法・用量に変更がない場合)

· 先発品→後発品 →不要

(例: プレタール OD 錠 $100 \text{mg} \rightarrow \text{シロスタゾール錠 } 100 \text{mg} \, \left[\text{xxx} \right]$)

·後発品→後発品 ⇒不要

(例: ファモチジン D 錠 10 m g 「サワイ」 → ファモチジン錠 <math>10 m g 「 $\Diamond \Diamond \downarrow$ 」)

・先発品→先発品 ⇒必要(事後でも可)

(例:ステーブラ OD 錠 0.1mg → ウリトス錠 0.1mg)

・後発品→先発品 ⇒必要(事後でも可)

(例:ブロチゾラム OD 錠 0.25 mg 「アメル」 \rightarrow レンドルミン錠 0.25 mg)

※錠→散、顆粒、… 等の変更は問い合わせをすること。

(例:マーズレン ES 配合錠 1.0 3 錠 分 3→マーズレン S 配合顆粒 2 g 分 3)

3、規格変更

(安定性、利便性の向上のために行い、用法・用量に変更がない場合)

· 先発品→後発品 →不要

(例:カルデナリン錠 2mg 0.5 錠 → ドキサゾシン錠 <math>1mg 1 錠)

·後発品→後発品 ⇒不要

(例:シンバスタチン錠5mg「YD」 2錠

→シンバスタチン錠 10mg「◆◆◆」1 錠)

• 先発品→先発品

⇒必要(事後でも可)

(例:カルブロック錠 16 mg $0.5 錠 \rightarrow カルブロック錠 <math>8 \text{mg}$ 1 錠)

• 後発品→先発品

⇒必要(事後でも可)

(例:フロセミド錠 20mg「NP」 0.5 錠 → ラシックス錠 10mg 1 錠)

1~3、先発品へ変更 当局の対応

処方箋/薬剤コメント欄へ『先発品へ変更可』『他の先発品へ変更可』追記する。

※ただし、アレルギー等の理由で処方薬剤をある一定の薬剤(非採用品)に限定したい場合、(当局内の)薬剤管理部門に相談し、限定登録をする。

同時に、処方箋/薬剤コメント欄へ、『後発品へ変更不可』『・・・で発疹』『・・・で全身に痒み』等を記載する。

- 4、コンプライアンスなどの理由で半割、粉砕、混合 (安定性のデータに留意)
 - ・自家製剤加算、一包化加算、嚥下困難者用製剤加算を算定する場合。

⇒必要(事後でも可)

4、 当局の対応

処方箋/薬剤コメント欄へ『粉砕』『混合』追記する。

処方箋/処方全体『一包化』追記する。

5、コンプライアンスなどの理由で一包化調剤 (安定性のデータに留意)

一包化加算を算定する場合。

⇒必要(事後でも可)

5、 当局の対応

処方箋/処方全体『一包化』追記する。

6、湿布や軟膏で規格変更

・合計処方量が変わらない場合のみ可。

⇒不要

(例:ボルタレンゲル 1%25 g 2 本 \rightarrow ボルタレンゲル 1%50 g 1 本)

7、残薬調整で日数を短縮

重複投薬・相互作用防止加算を算定する場合は問い合わせを行うこと。

ただし、以下のような場合は事後報告でも可。

・「自己調節可」の指示がある場合。

→必要(事後でも可)

<u> (例:マグミット錠 330m g 3 錠/目 30 目分 → 21 目分)</u>

・10%範囲で処方日数を短縮の場合。

- →必要(事後でも可)

- (例:ニフェジピン CR 錠 20mg 1 錠 分1 30 目分 → 27 目分)

7、 当局の対応

処方箋/薬剤 処方日数を変更する。

同時に、カルテに『残薬調整実施』を記載する。

7、残薬調整

残薬状況報告シートに、処方せんを貼付して処方箋の薬剤名の隣に残薬調整後の日数 (頓服の場合には回数)を記載する。また、「理由」「対処」を選択する。

⇒必要 (事後でも可)

(作成 2014年11月1日) (改訂 2016年 4月1日)